

有害鳥獣捕獲依頼書

(三田市鳥獣被害対策実施隊、銃器による捕獲活動)

の提出時の留意点について【お願い】

1. 被害調査や銃器による捕獲活動には、農会以外の方の理解が必要です。「有害鳥獣捕獲依頼書」(以下、「依頼書」)は、区長・自治会長と農会長などの連名で依頼してください。
2. 農会長などは、より効果的な捕獲活動を行うために依頼書に主な被害箇所の位置図や被害状況が分かる写真など添付してください。
3. 捕獲活動にあたり、周辺の山にも影響が及ぶことがあります。つきましては、依頼書を提出された区長・自治会長と農会長などは、周辺の区・自治会・農会などにも依頼書を提出した旨を情報提供していただき、地域住民に捕獲活動への理解と協力を求めていますようお願いします。
4. 地域によっては銃が使用できない地域もありますので必ずしもご依頼に添えない場合もありますのであらかじめ市担当課までご相談願います。

※ 捕獲依頼は、随時受付していますが

11月1日～3月31日(狩猟期を含む前後15日間)

の期間は原則受付できません。